

Ⅱ 調査結果の概要

結果の概要

1 労使関係についての認識

使用者側との労使関係の維持についての認識をみると、「安定的に維持されている」52.4%（令和4年調査51.9%）、「おおむね安定的に維持されている」38.6%（同37.6%）であり、「安定的」と認識している労働組合は91.0%（同89.5%）、「どちらともいえない」4.6%（同7.1%）、「やや不安定である」2.2%（同1.5%）、「不安定である」1.4%（同1.0%）となっている。

これを産業別にみると「安定的」と認識している労働組合はすべての産業で8割を超えている。（第1表）

第1表 使用者側との労使関係の維持についての認識別割合

(単位：%) 令和5年									
区 分	計	労使関係の維持についての認識							
		安定的	安定的に維持されている	おおむね安定的に維持されている	どちらともいえない	不安定	やや不安定である	不安定である	
計	1)	100.0	91.0	52.4	38.6	4.6	3.6	2.2	1.4
＜ 産 業 ＞									
鉱業，採石業，砂利採取業	[0.2]	100.0	91.0	73.1	17.9	9.0	-	-	-
建設業	[4.1]	100.0	96.2	72.7	23.4	2.4	0.7	0.2	0.5
製造業	[35.3]	100.0	91.6	50.0	41.6	3.2	4.3	3.0	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	[2.8]	100.0	97.6	85.0	12.6	1.0	0.4	0.4	-
情報通信業	[2.8]	100.0	86.3	50.3	36.0	6.8	6.0	6.0	-
運輸業，郵便業	[15.0]	100.0	88.0	56.4	31.5	5.2	5.5	1.2	4.3
卸売業，小売業	[14.9]	100.0	95.4	47.6	47.9	3.5	1.0	1.0	-
金融業，保険業	[7.3]	100.0	93.5	73.2	20.3	2.8	2.6	2.4	0.3
不動産業，物品賃貸業	[0.6]	100.0	92.6	46.8	45.8	6.2	-	-	-
学術研究，専門・技術サービス業	[1.9]	100.0	94.6	58.2	36.4	3.2	1.6	1.6	-
宿泊業，飲食サービス業	[1.0]	100.0	90.5	49.8	40.7	4.9	1.6	-	1.6
生活関連サービス業，娯楽業	[0.9]	100.0	88.9	50.4	38.5	8.6	1.8	1.8	-
教育，学習支援業	[2.7]	100.0	86.8	28.3	58.5	8.5	2.8	2.6	0.3
医療，福祉	[5.5]	100.0	81.2	32.7	48.5	11.1	7.3	4.2	3.1
複合サービス事業	[3.6]	100.0	82.3	36.1	46.1	14.3	3.2	3.0	0.2
サービス業（他に分類されないもの）	[1.6]	100.0	93.4	52.5	40.9	5.6	1.0	-	1.0
＜ 企 業 規 模 ＞									
5,000人以上	[23.2]	100.0	92.4	65.8	26.6	4.4	2.9	1.7	1.2
1,000～4,999人	[24.9]	100.0	95.0	60.8	34.2	3.0	1.7	0.3	1.4
500～999人	[12.2]	100.0	93.7	61.0	32.7	2.2	3.8	1.8	2.0
300～499人	[9.5]	100.0	91.3	42.0	49.2	5.5	2.4	2.3	0.1
100～299人	[21.0]	100.0	87.4	34.3	53.1	8.2	4.1	2.8	1.3
30～99人	[9.2]	100.0	81.0	37.1	44.0	3.8	10.1	7.6	2.5
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞									
本部組合	[5.0]	100.0	93.8	59.2	34.6	3.6	2.2	2.1	0.1
単位労働組合	[95.0]	100.0	90.8	52.1	38.8	4.7	3.6	2.2	1.4
支部等の単位別組合	[51.7]	100.0	94.0	60.7	33.4	3.7	2.0	1.3	0.7
単位組織組合	[43.2]	100.0	87.1	41.8	45.2	5.9	5.6	3.3	2.3
令和4年調査計		100.0	89.5	51.9	37.6	7.1	2.6	1.5	1.0

注：[] 内は、労働組合の計を100とした「産業」「企業規模」「労働組合の種類」別の構成割合である。

1) 労使関係の維持についての認識「不明」を含む。

2 労働組合員数の変化に関する状況

(1) 組合員数の変化

3年前（令和2年6月）と比べた組合員数の変化をみると、組合員数が「増加した」23.0%（令和3年調査 31.4%）、「変わらない」22.3%（同 25.8%）、「減少した」54.5%（同 42.7%）となっている（第2表）。

第2表 3年前と比べた組合員数の変化別割合

区 分	計	（単位：％）令和5年		
		3年前と比べた組合員数の変化		
		増加した	変わらない	減少した
計	100.0	23.0	22.3	54.5
＜ 産 業 ＞				
鉱業，採石業，砂利採取業	[0.2]	100.0	42.3	35.9
建設業	[4.1]	100.0	43.1	31.8
製造業	[35.3]	100.0	30.3	50.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[2.8]	100.0	6.3	73.4
情報通信業	[2.8]	100.0	13.4	58.2
運輸業，郵便業	[15.0]	100.0	15.1	68.0
卸売業，小売業	[14.9]	100.0	22.0	48.6
金融業，保険業	[7.3]	100.0	18.8	56.3
不動産業，物品賃貸業	[0.6]	100.0	42.2	27.9
学術研究，専門・技術サービス業	[1.9]	100.0	31.0	45.0
宿泊業，飲食サービス業	[1.0]	100.0	25.9	51.8
生活関連サービス業，娯楽業	[0.9]	100.0	15.5	55.3
教育，学習支援業	[2.7]	100.0	14.0	53.0
医療，福祉	[5.5]	100.0	13.6	54.3
複合サービス事業	[3.6]	100.0	8.5	81.5
サービス業（他に分類されないもの）	[1.6]	100.0	25.7	44.1
令和3年調査計	100.0	31.4	25.8	42.7

注：3年前とは、令和2年6月をいう。
なお、組合結成後3年未満の労働組合は、結成当時と比べた状況を回答した。
〔 〕内は、労働組合の計を100とした「産業」別の構成割合である。
1) 3年前と比べた組合員数の変化「不明」を含む。

(2) 組合員数が増加した理由

3年前（令和2年6月）と比べて組合員数が増加した理由（複数回答）をみると、「新卒・中途採用の正社員の組合加入」89.9%（令和3年調査 84.4%）が最も高く、次いで「正社員以外の労働者の組合加入」10.0%（同 14.1%）、「在籍する正社員の組合加入」8.6%（同 9.5%）などとなっている（第3表）。

第3表 3年前と比べて組合員数が増加した理由別割合

区 分	3年前と比べて組合員数が増加した計	複数回答（単位：％）令和5年				
		増加した理由				
		新卒・中途採用の正社員の組合加入	在籍する正社員の組合加入	正社員以外の労働者の組合加入	企業の統合等による労働者数の増加	その他
計	100.0	89.9	8.6	10.0	7.4	3.3
＜ 産 業 ＞						
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	93.9	6.1	－	6.1	－
建設業	100.0	87.1	10.5	8.6	11.4	11.1
製造業	100.0	92.6	5.5	6.9	7.9	1.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	82.5	2.9	3.5	6.4	10.4
情報通信業	100.0	89.1	10.7	7.3	8.8	2.5
運輸業，郵便業	100.0	82.7	15.1	3.1	8.6	0.5
卸売業，小売業	100.0	91.2	1.6	22.0	4.3	5.0
金融業，保険業	100.0	92.0	12.0	7.0	－	4.9
不動産業，物品賃貸業	100.0	95.9	22.3	7.4	1.8	－
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	98.5	9.0	8.2	5.1	－
宿泊業，飲食サービス業	100.0	51.6	12.6	38.1	21.4	5.6
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	72.0	20.4	13.0	7.3	22.8
教育，学習支援業	100.0	97.5	43.2	18.5	2.3	2.5
医療，福祉	100.0	80.8	22.3	16.8	14.6	1.3
複合サービス事業	100.0	83.4	14.0	23.9	8.2	－
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	88.5	13.0	10.9	11.3	7.3
令和3年調査計	100.0	84.4	9.5	14.1	9.2	4.5

注：3年前とは、令和2年6月をいう。なお、組合結成後3年未満の労働組合は、結成当時と比べた状況を回答した。
1) 増加した理由「不明」を含む。

(3) 組合員数が減少した理由

3年前（令和2年6月）と比べて組合員数が減少した理由（複数回答）をみると、「自己都合退職」75.8%（令和3年調査65.0%）が最も高く、次いで「定年退職」64.9%（同66.7%）、「正社員の採用の手控え」34.5%（同38.3%）などとなっている（第4表）。

第4表 3年前と比べて組合員数が減少した理由別割合

複数回答（単位：％）令和5年									
区 分	3年前と比べて組合員数が減少した計 1)	減少した理由							
		正社員の採用の手控え	新卒・中途採用の正社員の組合非加入	在籍する組合員の組合脱退	組合員の退職			企業の分割等による労働者数の減少	その他
					定年退職	自己都合退職	会社都合退職（早期優遇退職を含む）		
計	100.0	34.5	11.1	21.9	64.9	75.8	10.3	5.5	9.1
＜ 産 業 ＞									
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	28.6	－	7.1	85.7	50.0	－	－	14.3
建設業	100.0	7.7	1.6	17.1	57.4	54.0	－	9.0	36.6
製造業	100.0	37.6	5.1	12.7	60.5	82.3	14.7	5.0	7.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	39.5	1.1	1.5	85.8	44.3	14.1	15.5	7.6
情報通信業	100.0	46.0	10.2	26.3	73.4	59.9	3.2	7.5	13.2
運輸業，郵便業	100.0	33.0	12.6	24.2	69.9	77.5	6.5	2.7	3.9
卸売業，小売業	100.0	31.3	6.5	28.4	62.5	74.6	9.9	9.2	13.6
金融業，保険業	100.0	26.7	1.6	12.5	67.8	83.4	8.9	0.6	4.1
不動産業，物品賃貸業	100.0	28.9	18.3	31.8	59.5	52.2	2.8	20.3	－
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	31.6	23.4	32.3	59.9	61.9	11.8	2.3	12.7
宿泊業，飲食サービス業	100.0	45.1	8.0	27.7	25.0	92.6	15.4	12.5	8.9
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	44.7	6.4	13.5	38.1	63.6	18.4	6.0	14.9
教育，学習支援業	100.0	24.6	55.8	61.4	85.4	50.9	3.2	3.2	4.1
医療，福祉	100.0	26.7	43.0	50.2	59.1	76.7	5.3	4.6	15.7
複合サービス事業	100.0	53.9	23.3	32.9	68.0	80.6	11.9	9.0	12.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	25.4	7.0	17.2	63.1	74.9	8.8	1.8	12.9
令和3年調査計	100.0	38.3	7.2	17.4	66.7	65.0	13.3	5.0	7.7

注：3年前とは、令和2年6月をいう。なお、組合結成後3年未満の労働組合は、結成当時と比べた状況を回答した。

1) 減少した理由「不明」を含む。

3 労働組合の組織拡大に関する状況

(1) 重点課題としての組織拡大の取組の有無

重点課題としての組織拡大の取組の有無をみると、「取り組んでいる」28.4%（令和3年調査26.7%）、「取り組んでいない」71.3%（同73.3%）となっている。

産業別に「取り組んでいる」割合をみると、「医療，福祉」60.7%（同63.1%）が最も高く、次いで「複合サービス事業」59.5%（同53.9%）、「教育，学習支援業」53.4%（同47.6%）などとなっている。（第5表）

また、取り組まない理由（複数回答）としては、「ほぼ十分な組織化が行われているため」54.2%（同54.7%）が最も高く、次いで「組織が拡大する見込みが少ないため」24.7%（同27.3%）、「他に取り組むべき重要課題があるため」20.8%（同16.9%）などとなっている（第6表）。

第5表 重点課題としての組織拡大の取組の有無別割合

区 分	令和5年調査			令和3年調査	
	計	重点課題として 取り組んでいる	重点課題として 取り組んでいない	重点課題として 取り組んでいる	重点課題として 取り組んでいない
計	100.0	28.4	71.3	26.7	73.3
＜ 産 業 ＞					
鉱業，採石業，砂利採取業	[0.2]	100.0	2.6	97.4	6.8
建設業	[4.1]	100.0	19.0	81.0	17.7
製造業	[35.3]	100.0	13.9	86.1	10.3
電気・ガス・熱供給・水道業	[2.8]	100.0	11.6	88.4	6.2
情報通信業	[2.8]	100.0	38.9	61.1	39.6
運輸業，郵便業	[15.0]	100.0	52.4	46.3	48.3
卸売業，小売業	[14.9]	100.0	26.3	73.7	26.6
金融業，保険業	[7.3]	100.0	14.3	84.9	18.3
不動産業，物品賃貸業	[0.6]	100.0	33.2	65.6	12.9
学術研究，専門・技術サービス業	[1.9]	100.0	25.0	75.0	23.4
宿泊業，飲食サービス業	[1.0]	100.0	33.2	65.9	31.8
生活関連サービス業，娯楽業	[0.9]	100.0	25.1	74.2	27.9
教育，学習支援業	[2.7]	100.0	53.4	46.3	47.6
医療，福祉	[5.5]	100.0	60.7	39.1	63.1
複合サービス事業	[3.6]	100.0	59.5	40.5	53.9
サービス業（他に分類されないもの）	[1.6]	100.0	26.6	73.4	36.2

注：[] 内は、労働組合の計を100とした「産業」別の構成割合である。

1) 取組の有無「不明」を含む。

第6表 組織拡大を重点課題として取り組まない理由別割合

区 分	組織拡大を重点 課題として取り 組んでいない 計	取り組まない理由				
		ほぼ十分な 組織化が行わ れているため	組織が拡大 する見込みが 少ないため	組織化を 進める人的、 財政的余裕が ないため	他に取り組む べき重要課題 があるため	その他
計	100.0	54.2	24.7	11.6	20.8	6.8
＜ 産 業 ＞						
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	43.4	38.2	15.8	9.2	5.3
建設業	100.0	57.8	19.1	4.6	21.6	5.4
製造業	100.0	52.7	27.0	11.2	23.1	6.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	77.4	14.9	1.7	27.3	6.5
情報通信業	100.0	63.0	26.2	14.9	16.3	2.5
運輸業，郵便業	100.0	43.1	23.6	11.8	20.3	8.7
卸売業，小売業	100.0	54.7	24.3	15.5	20.8	9.3
金融業，保険業	100.0	74.5	18.6	5.6	10.5	0.7
不動産業，物品賃貸業	100.0	58.5	19.2	9.0	8.5	9.4
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	56.9	27.7	7.9	19.2	2.3
宿泊業，飲食サービス業	100.0	29.4	22.9	21.8	22.8	9.4
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	52.7	22.4	12.5	19.4	5.5
教育，学習支援業	100.0	39.9	38.0	8.0	16.7	11.6
医療，福祉	100.0	43.6	23.0	23.6	22.7	7.6
複合サービス事業	100.0	40.0	30.3	20.7	17.4	2.6
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	34.1	24.4	20.3	22.9	14.0
令和3年調査計	100.0	54.7	27.3	12.7	16.9	8.5

注：1) 取り組まない理由「不明」を含む。

(2) 組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類

組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類をみると、「新卒・中途採用の正社員」51.5%（令和3年調査41.5%）が最も高く、次いで「在籍する組合未加入の正社員」20.3%（同22.6%）、「パートタイム労働者」9.1%（同13.6%）などとなっている（第7表）。

第7表 組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類別割合

(単位：%) 令和5年							
区 分	組 織 対 象 と し て の 重 点 計 り 点	組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類					
		組 合 未 加 入 の 正 社 員	新 卒 ・ 中 途 採 用 の 正 社 員	パ ー ト タ イ ム 労 働 者	有 期 契 約 者	嘱 託 者	派 遣 者
計	1)	20.3	51.5	9.1	7.5	8.7	0.6
く 産 業 業							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0 *	- *	- *	- *	- *	100.0 *	- *
建設業	100.0	8.3	75.9	-	4.1	11.7	-
製造業	100.0	21.4	50.5	0.3	8.4	15.9	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	40.9	34.0	2.9	6.1	12.8	-
情報通信業	100.0	16.9	66.5	1.4	14.8	0.5	-
運輸業、郵便業	100.0	19.1	55.8	4.5	10.5	5.0	2.0
卸売業、小売業	100.0	19.9	20.0	30.7	4.2	20.0	-
金融業、保険業	100.0	17.5	58.0	2.7	1.8	20.0	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	31.9	38.3	18.7	11.1	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	12.6	70.9	9.0	1.1	5.3	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	24.4	36.2	30.6	5.9	2.8	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	55.3	8.5	12.5	2.0	10.4	2.0
教育、学習支援業	100.0	19.7	72.7	2.9	4.1	0.5	-
医療、福祉	100.0	23.9	57.8	12.1	6.2	-	-
複合サービス事業	100.0	17.6	58.2	13.6	7.8	2.7	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	26.1	49.1	5.1	1.7	14.0	-
令和3年調査計		22.6	41.5	13.6	9.6	10.7	0.6

注：1) 労働者の種類「不明」を含む。

(3) 組織化を進めていく上での取組内容

組織拡大の取組対象としている労働者の種類ごとにその取組内容（複数回答）をみると「組合加入の勧誘活動」は「新卒・中途採用の正社員」で75.5%（令和3年調査73.7%）、「在籍する組合未加入の正社員」で72.8%（同78.3%）と高く、「労働条件及び処遇の改善要求」は「パートタイム労働者」で54.5%（同55.4%）、「有期契約労働者」で44.5%（同57.0%）と高い。また、「相談窓口の設置、アンケート等での実態把握」は、「パートタイム労働者」で39.7%（同46.2%）、「派遣労働者」で38.3%（同22.8%）と高い。（第8表）

第8表 組織拡大の取組対象として組織化を進めていく上での取組内容別割合

複数回答 (単位：%)									
区 分	取 組 対 象 と し て の 計	組織化を進めていく上での取組内容							そ 他
		相 談 窓 口 の 設 置 、 ア ン ケ ー ト 等 で の 実 態 把 握	当 該 就 業 形 態 の 労 働 者 に 関 する 集 会 、 勉 励 会 等 の 開 催	組 合 員 の 加 入 資 格 の 付 与	組 合 加 入 の 勧 誘 活 動	労 働 条 件 及 び 処 遇 の 改 善 要 求	ユニオン・ショップ協定を新たに締結する又は範囲を拡大する	当該就業形態の労働者の雇用（活用）についての労使協議	
	1)		2)	2)		2)		2)	
令 和 5 年 調 査									
在籍する組合未加入の正社員	100.0	31.6	...	...	72.8	...	13.7	...	5.6
新卒・中途採用の正社員	100.0	35.1	...	...	75.5	...	8.6	...	6.4
パートタイム労働者	100.0	39.7	20.8	12.3	63.5	54.5	16.5	28.6	3.6
有期契約労働者	100.0	25.4	14.0	16.5	70.9	44.5	15.3	24.4	4.2
嘱託労働者	100.0	32.2	10.7	21.8	54.2	39.2	19.2	26.6	3.7
派遣労働者	100.0	38.3	3.4	59.0	28.2	29.5	3.2	15.5	-
令 和 3 年 調 査									
在籍する組合未加入の正社員	100.0	37.6	...	...	78.3	...	10.6	...	5.4
新卒・中途採用の正社員	100.0	36.8	...	...	73.7	...	10.7	...	8.3
パートタイム労働者	100.0	46.2	22.9	14.4	63.3	55.4	15.8	33.7	5.9
有期契約労働者	100.0	40.6	23.0	13.8	72.3	57.0	15.1	31.5	6.8
嘱託労働者	100.0	31.1	20.3	23.9	54.2	46.9	22.9	32.7	7.0
派遣労働者	100.0	22.8	5.6	41.6	66.1	50.4	14.2	21.0	15.8

注：1) 取組内容「不明」を含む。

2) 「在籍する組合未加入の正社員」、「新卒・中途採用の正社員」については調査していない。

(4) 組織化を進めていく上での問題点

組織拡大の取組対象としている労働者の種類ごとに組織化を進めていく上での問題点（複数回答）をみると、いずれの種類労働者においても「組織化対象者の組合への関心が薄い」が最も高く、「在籍する組合未加入の正社員」で64.7%（令和3年調査56.1%）、「パートタイム労働者」で62.3%（同68.7%）などとなっている（第9表）。

第9表 組織拡大の取組対象として組織化を進めていく上での問題点別割合

区 分	取組対象と している 計 1)	組織化を進めていく上での問題点（複数回答）							特に問題は ない
		組織化を進める執行部 側の人的・ 財政的余裕 がない	使用者の 理解や 関心が低い	組織化対象 者側に時間 的余裕が少 なく、組織 活動が実施 しにくい	組織化 対象者の 組合への 関心が薄い	要求内容が 正社員の利 害と対立す る又は対立 する可能性 がある 2)	組合費の 設定・徴収 が困難	その他	
令和5年調査									
在籍する組合未加入の正社員	100.0	38.4	27.6	35.1	64.7	…	9.3	4.1	9.1
新卒・中途採用の正社員	100.0	29.8	19.7	26.5	52.2	…	8.2	2.5	19.0
パートタイム労働者	100.0	38.2	20.4	32.2	62.3	5.0	17.4	6.1	7.1
有期契約労働者	100.0	33.2	23.4	30.5	60.1	6.6	12.0	4.2	15.6
嘱託労働者	100.0	27.6	24.9	23.3	52.5	12.8	19.5	4.8	8.8
派遣労働者	100.0	23.4	27.7	19.8	31.6	16.3	21.3	3.2	26.0
令和3年調査									
在籍する組合未加入の正社員	100.0	34.0	22.7	30.3	56.1	…	7.3	6.4	16.4
新卒・中途採用の正社員	100.0	29.3	18.2	28.8	46.3	…	4.9	2.8	26.0
パートタイム労働者	100.0	27.2	26.0	35.3	68.7	9.2	13.5	3.4	9.9
有期契約労働者	100.0	24.3	25.8	28.9	60.0	9.1	13.4	3.7	15.7
嘱託労働者	100.0	19.7	23.2	17.2	55.5	4.7	12.5	3.4	16.5
派遣労働者	100.0	31.9	29.4	25.9	60.8	3.6	25.6	3.9	20.6

注：1) 組織化を進めていく上での問題点「不明」含む。

2) 「在籍する組合未加入の正社員」、「新卒・中途採用の正社員」については調査していない。

4 正社員以外の労働者に関する状況

(1) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」割合をみると、「パートタイム労働者」40.7%（令和4年調査42.0%）、「有期契約労働者」42.5%（同40.9%）、「嘱託労働者」37.9%（同38.2%）、「派遣労働者」7.0%（同5.0%）となっている。

労働者の種類別に「組合員がいる」割合をみると、「パートタイム労働者」33.0%（同34.5%）、「有期契約労働者」34.3%（同32.4%）、「嘱託労働者」31.1%（同30.4%）、「派遣労働者」2.6%（同0.9%）となっている。（第10表）

第10表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合

(単位：%)						
区 分	事業所に該当 労働者がいる 計 1)	組 合 加 入 資 格 の 有 無				
		組合加入資格が ある 2)	組 合 員 の 有 無		組合加入資格が ない	
			組合員がいる	組合員はいない		
令和 5 年 調 査						
パートタイム労働者	[60.8] 100.0	40.7	33.0	6.9	58.6	
有期契約労働者	[56.0] 100.0	42.5	34.3	7.4	55.9	
嘱託労働者	[62.2] 100.0	37.9	31.1	6.1	61.1	
派遣労働者	[52.5] 100.0	7.0	2.6	4.3	92.4	
令和 4 年 調 査						
パートタイム労働者	[65.3] 100.0	42.0	34.5	7.3	57.7	
有期契約労働者	[60.5] 100.0	40.9	32.4	7.9	58.7	
嘱託労働者	[71.8] 100.0	38.2	30.4	7.2	61.3	
派遣労働者	[57.1] 100.0	5.0	0.9	4.0	94.7	

注：[] 内は、事業所に該当する正社員以外の労働者がいる労働組合の割合である。

1) 組合加入資格の有無「不明」を含む。

2) 組合員の有無「不明」を含む。

(2) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

過去1年間（令和4年7月1日から令和5年6月30日の期間）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」70.7%（令和4年調査66.2%）が最も高く、次いで「同一労働同一賃金に関する事項」46.7%（同55.2%）、「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」35.2%（同38.7%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」55.0%（同52.9%）が最も高くなっている。（第11表）

第11表 過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合

		複数回答（単位：％） 令和5年												
区 分	計	過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項	パートタイム労働者の雇入れに関する事項	雇入れに関する事項	嘱託労働者の雇用に関する事項	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度	正社員募集の際の正社員を（派遣労働者を除く）の通知を含む	正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	雇止めの締結・更新・更新に関する事項	派遣労働者に関する事項	同一労働同一賃金に関する事項
		1)	1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)
計	[47.5]	100.0	30.8	30.6	30.8	35.2	17.5	70.7	55.0	27.7	40.5	25.7	16.8	46.7
＜ 産 業 ＞														
飲 業、採石業、砂利採取業	[35.9]	100.0	17.9	28.6	28.6	35.7	39.3	64.3	64.3	50.0	35.7	25.0	17.9	39.3
建設業	[27.1]	100.0	28.4	35.1	42.5	29.7	17.2	70.8	65.4	18.1	31.5	23.7	28.9	49.1
製造業	[41.1]	100.0	25.4	26.3	30.5	32.0	13.8	63.0	40.7	22.2	33.0	18.2	23.6	44.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[43.4]	100.0	55.9	25.2	45.6	19.2	15.2	48.7	41.9	21.4	29.9	22.4	26.4	25.4
情報通信業	[32.8]	100.0	10.2	16.3	20.5	22.6	9.3	66.6	59.6	24.0	43.3	14.3	27.6	53.2
運輸業、郵便業	[44.9]	100.0	27.1	34.2	32.6	35.6	19.9	77.9	61.1	35.1	43.4	28.9	16.0	52.4
卸売業、小売業	[62.6]	100.0	40.2	23.2	26.1	33.7	15.9	77.6	70.8	36.8	47.9	23.6	9.8	48.9
金融業、保険業	[52.9]	100.0	16.6	49.5	32.8	57.3	9.3	67.5	37.0	22.6	54.2	41.7	10.7	38.6
不動産業、物品賃貸業	[49.7]	100.0	18.9	26.7	32.9	25.4	16.2	77.9	77.9	19.7	41.9	20.9	7.6	44.9
学術研究、専門・技術サービス業	[42.8]	100.0	25.5	29.0	30.6	28.6	18.1	72.8	61.6	26.9	37.2	22.6	27.2	42.5
宿泊業、飲食サービス業	[69.6]	100.0	40.2	36.3	25.5	49.9	33.2	83.3	72.1	32.1	48.3	33.2	12.3	44.0
生活関連サービス業、娯楽業	[45.8]	100.0	17.0	24.3	23.3	36.0	15.1	58.3	56.6	19.9	32.9	21.9	20.2	52.4
教育、学習支援業	[59.9]	100.0	40.8	46.7	30.3	22.1	14.0	78.0	58.5	9.0	21.1	36.8	3.8	30.3
医療、福祉	[59.2]	100.0	35.6	26.4	32.1	29.4	23.2	71.1	62.6	26.4	42.9	29.1	10.3	56.1
複合サービス事業	[47.2]	100.0	50.3	47.7	30.9	58.5	52.6	81.1	69.9	39.5	47.5	46.1	16.2	56.2
サービス業（他に分類されないもの）	[64.8]	100.0	37.4	40.2	40.4	42.4	26.7	75.0	66.0	28.9	40.0	23.6	14.7	48.2
＜ 企 業 規 模 ＞														
5,000人以上	[54.7]	100.0	36.8	39.0	30.1	45.3	23.4	72.0	52.3	36.1	48.6	34.2	15.2	50.7
1,000～4,999人	[46.6]	100.0	33.6	31.7	28.6	33.5	16.1	67.6	58.6	26.7	42.0	23.0	22.6	46.6
500～999人	[46.1]	100.0	28.8	31.4	37.2	40.4	17.8	81.3	66.4	28.0	48.7	27.3	18.3	56.7
300～499人	[37.3]	100.0	32.1	33.9	21.8	33.7	12.8	75.1	52.6	39.6	45.6	21.9	26.0	60.2
100～299人	[46.0]	100.0	24.4	17.8	32.4	30.9	17.9	68.7	53.5	19.8	29.0	19.1	8.9	36.7
30～99人	[47.5]	100.0	22.2	28.0	34.5	14.0	6.5	62.2	44.0	13.0	23.4	23.4	14.1	33.6
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞														
本部組合	[62.7]	100.0	29.1	32.0	26.8	43.0	16.2	80.6	67.6	33.2	43.7	23.4	25.3	50.2
単位労働組合	[46.7]	100.0	31.0	30.5	31.1	34.6	17.6	70.0	54.1	27.3	40.3	25.8	16.2	46.5
支部等の単位別組合	[46.1]	100.0	37.1	37.9	33.2	41.5	18.3	68.1	49.9	32.5	45.5	28.1	19.1	49.3
単位組織組合	[47.4]	100.0	23.8	21.9	28.7	26.6	16.7	72.2	59.0	21.2	34.1	23.2	12.8	43.1
令和4年調査計	[49.4]	100.0	35.5	36.5	34.6	38.7	23.9	66.2	52.9	28.2	44.8	34.4	25.7	55.2

注：過去1年間とは、令和4年7月1日から令和5年6月30日までをいう。

[] 内は、過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた労働組合の割合である。

- 1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
- 2) 勤務する職務等に関する事項を含む。
- 3) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
- 4) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項などをいう。
- 5) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項などをいい、雇用期間の定めのある者に限る。
- 6) 受け入れ時における事前協議を含む。
- 7) 賃金だけでなく、教育訓練、福利厚生など全ての待遇を含む。

(3) 正社員以外の労働者に関する労働協約の規定の状況

正社員以外の労働者に関する事項について労働協約の規定の状況をみると、「労働協約に規定がある」は47.4%（令和4年調査46.4%）となっている。労働協約に規定がある事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」78.2%（同78.8%）、「嘱託労働者の雇用に関する事項」69.2%（同70.0%）、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」68.6%（同66.8%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」70.1%（同69.4%）が最も高くなっている。（第12表）

第12表 正社員以外の労働者に関する労働協約に規定がある事項別割合

複数回答（単位：％）令和5年

区 分	計	正社員以外の労働者に関する事項 規定がある	パートタイム労働者の 雇入れに関する事項	有期契約労働者の 雇入れに関する事項	嘱託労働者の 雇用に関する事項	正社員以外の労働者（派遣 労働者を含む）の正社員へ の登用制度	正社員募集の際の正社員以 外の労働者（派遣労働者を 含む）への通知	正社員以外の労働者 （派遣労働者を除く） の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・ 雇止めに関する事項	派遣労働者に関する事項	同一労働同一賃金に 関する事項
			1)	1)	2)			3)	4)		5)	6)	7)	
計	[47.4]	100.0	65.8	68.6	69.2	66.1	44.5	78.2	70.1	52.9	67.8	64.5	39.8	49.5
＜ 産 業 ＞														
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業	[50.0]	100.0	64.1	69.2	84.6	64.1	53.8	71.8	53.8	53.8	71.8	64.1	43.6	69.2
建 設 業	[42.0]	100.0	71.1	81.2	90.5	66.3	60.8	81.6	77.7	67.9	73.2	74.5	67.8	66.9
製 造 業	[44.8]	100.0	66.0	63.1	70.3	68.6	43.8	68.1	61.7	49.6	59.4	56.6	47.3	49.5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[47.9]	100.0	52.8	68.2	66.7	47.1	23.6	80.0	72.2	42.4	76.3	64.6	28.5	55.4
情 報 通 信 業	[47.0]	100.0	43.0	73.5	65.9	52.2	27.6	80.6	73.2	50.2	75.2	64.5	34.3	49.3
運 輸 業 ， 郵 便 業	[50.8]	100.0	62.3	77.0	71.2	59.2	47.5	78.8	69.5	49.9	65.8	66.9	37.8	58.0
卸 売 業 ， 小 売 業	[59.2]	100.0	70.9	66.6	59.8	76.3	40.8	89.9	80.2	62.1	81.5	76.0	27.8	42.4
金 融 業 ， 保 険 業	[38.6]	100.0	54.5	80.1	88.6	68.1	57.8	83.1	72.6	48.8	71.9	63.7	44.3	40.1
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[37.5]	100.0	84.4	79.1	79.7	64.0	48.7	73.3	66.9	66.6	70.2	66.6	65.2	78.6
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[35.5]	100.0	56.6	60.4	65.4	38.8	27.7	76.8	68.7	43.3	63.6	55.2	29.6	37.6
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[38.7]	100.0	78.4	68.4	77.7	63.3	53.8	75.6	69.4	60.8	65.9	60.1	36.2	50.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[52.9]	100.0	68.9	76.9	70.5	70.8	55.5	83.6	64.3	43.0	52.5	58.0	39.2	57.5
教 育 ， 学 習 支 援 業	[41.0]	100.0	55.4	49.8	60.9	43.3	23.0	86.9	75.7	43.0	60.9	59.0	19.5	24.0
医 療 ， 福 祉	[44.6]	100.0	79.6	64.2	67.3	57.8	51.9	70.7	69.3	52.2	63.5	58.4	38.0	48.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[53.0]	100.0	79.9	76.9	56.0	79.2	49.4	95.1	84.3	65.3	78.5	77.6	35.5	60.7
サービス業（他に分類されないもの）	[46.1]	100.0	59.6	61.4	71.3	63.1	49.2	83.5	65.9	44.0	55.4	61.4	39.0	38.3
＜ 企 業 規 模 ＞														
5,000 人 以 上	[54.0]	100.0	68.0	76.8	63.9	69.9	46.1	88.9	80.8	62.5	80.8	76.1	35.2	53.4
1,000 ～ 4,999 人	[48.4]	100.0	65.0	72.3	67.1	65.7	48.5	84.5	78.8	59.4	74.1	70.0	41.2	51.3
500 ～ 999 人	[33.5]	100.0	57.8	64.9	61.7	57.3	40.2	71.4	60.9	39.0	45.5	53.1	38.1	39.9
300 ～ 499 人	[47.4]	100.0	47.6	44.0	61.5	65.6	29.8	69.4	58.7	41.9	61.9	53.3	25.0	33.8
100 ～ 299 人	[46.5]	100.0	74.7	71.4	77.3	68.1	45.3	68.2	59.5	45.3	59.7	58.0	44.6	51.4
30 ～ 99 人	[49.4]	100.0	67.8	57.7	87.0	60.5	46.3	68.2	60.2	49.3	58.4	53.5	54.2	54.0
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞														
本 部 組 合	[45.3]	100.0	53.8	56.2	54.9	60.2	33.4	73.3	68.1	42.4	66.0	55.9	28.2	42.2
単 位 労 働 組 合	[47.6]	100.0	66.4	69.2	70.0	66.4	45.1	78.4	70.2	53.5	67.8	64.9	40.3	49.8
支 部 等 の 単 位 別 組 合	[52.7]	100.0	64.2	71.1	64.9	68.8	46.9	85.3	77.3	58.8	74.5	72.8	38.9	51.2
単 位 組 織 組 合	[41.4]	100.0	69.7	66.3	77.6	62.6	42.3	67.9	59.5	45.4	57.7	52.9	42.5	47.7
令 和 4 年 調 査 計	[46.4]	100.0	69.8	66.8	70.0	61.0	45.0	78.8	69.4	57.5	66.5	65.0	42.0	51.1

注：〔 〕内は、正社員以外の労働者に関する労働協約に規定がある労働組合の割合である。

- 1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
- 2) 勤務する職務等に関する事項を含む。
- 3) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
- 4) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項などをいう。
- 5) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項などをいい、雇用期間の定めのある者に限る。
- 6) 受け入れ時における事前協議を含む。
- 7) 賃金だけでなく、教育訓練、福利厚生など全ての待遇を含む。

5 労働組合活動の重点事項

労働組合活動において、これまで重点をおいてきた事項（複数回答：主なもの5つまで）をみると、「賃金・賞与・一時金」91.3%（令和3年調査90.8%）が最も高く、前回に比べてその割合が上昇している。次いで「労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日・休暇」74.4%（同76.9%）、「組合員の雇用の維持」37.8%（同41.6%）などとなっており、これらの事項の割合は、前回に比べて低下している。

今後重点をおく事項（複数回答：主なもの5つまで）についても、「賃金・賞与・一時金」79.4%（同76.3%）が最も高く、前回に比べて上昇している。次いで「労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日・休暇」62.9%（同67.3%）、「職場の安全衛生（メンタルヘルスを含む）」33.1%（同35.3%）などとなっており、これらの事項の割合は、前回に比べて低下している。（第13表）

第13表 組合活動におけるこれまで重点をおいてきた事項及び今後重点をおく事項別割合

複数回答：主なもの5つまで（単位：%）

事 項	これまで重点をおいてきた事項		今後重点をおく事項	
	令和5年調査	令和3年調査	令和5年調査	令和3年調査
計	100.0	100.0	100.0	100.0
労働条件				
賃金・賞与・一時金	91.3	90.8	79.4	76.3
退職給付（一時金・年金）	14.1	15.4	16.7	18.2
労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日・休暇	74.4	76.9	62.9	67.3
組合員の雇用の維持	37.8	41.6	32.2	35.5
配置転換・職種転換・出向	8.1	7.3	9.0	7.9
昇進・昇格	15.4	12.3	12.9	11.9
定年制、継続雇用制度（勤務延長・再雇用）	25.2	27.4	28.3	30.2
教育訓練	7.2	7.3	9.0	10.6
職場の安全衛生（メンタルヘルスを含む）	36.9	38.3	33.1	35.3
セクハラ対策、パワハラなどハラスメント等対策	25.3	23.5	23.9	26.1
男女の均等取扱い	4.3	4.1	8.0	8.0
育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度・介護休暇制度	25.2	21.7	23.3	19.2
企業内福利厚生	21.3	22.8	19.6	19.1
正社員以外の労働者の労働条件	9.3	11.3	9.8	11.7
経営参加				
企業の適正行動に関する監視、経営者へのチェック 1)	12.9	8.4	12.6	8.7
経営方針、事業計画、企業再編、その他の経営参加	8.1	9.6	10.7	9.4
組合員サービス				
組合が提供する福利厚生（共済など）	18.1	21.1	14.7	16.2
組合員教育学習活動・文化活動 2)	8.7	7.2	8.7	7.2
政治・経済・社会活動				
国・地方公共団体等への政策制度要求	4.0	3.4	3.6	4.5
社会活動、地域活動 3)	3.6	3.6	3.4	4.3
その他	1.8	0.9	1.3	1.1
不明	1.3	0.7	6.9	5.2

注：1) 企業内部における法令遵守（不正防止・倫理徹底など）等、また、経営者へのチェック・監査等をいう。

2) 組合教育、社会経済等に関する一般教育、一般教養教育、レクリエーション活動等をいう。

3) 環境問題への取組やボランティア活動等の社会や地域に貢献する活動をいう。

6 賃金・退職給付制度の改定に関する状況【単位組織組合及び本部組合】

(1) 正社員について

正社員の賃金・退職給付制度について、過去1年間に組合員が所属する事業所において改定又は導入が「実施された」事項をみると、「賃金制度の改定」65.4%が最も高く、次いで「退職給付算定方法の見直し」23.4%、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」19.6%などとなっている。

各事項ごとに改定又は導入が「実施された」と回答した労働組合について、改定又は導入にあたって「労働組合の関与あり」は、「賃金制度の改定」93.8%、「退職給付算定方法の見直し」78.4%、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」61.3%となっている。また、労働組合の関与の仕方（複数回答）をみると、すべての事項において「労使協議機関で協議した」が高くなっている。（第14表）

(2) 正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）について

正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）について、過去1年間に組合員が所属する事業所において「賃金制度の改定」が「実施された」は34.4%、「退職給付制度の導入」が「実施された」は15.6%となっている。

各事項ごとに改定又は導入において「労働組合の関与あり」は、「賃金制度の改定」50.9%、「退職給付制度の導入」16.2%となっている。また、労働組合の関与の仕方（複数回答）をみると、「賃金制度の改定」は「団体交渉をおこなった」が56.2%、「退職給付制度の導入」は「労使協議機関で協議した」が54.3%と高くなっている。（第14表）

第14表 賃金・退職給付制度の改定が実施された労働組合及び
労働組合の関与の有無・関与の仕方別割合
(単位組織組合及び本部組合)

(単位：％) 令和5年

区 分	労働組合の関与の有無							
	賃金・退職給付 制度の改定が実 施された	関与の仕方（複数回答）						労働組合の 関与なし
		労働組合の 関与あり	労使協議 機関で 協議した	団体交渉 を行った	その他			
＜ 正 社 員 に つ い て ＞								
賃 金 制 度 の 改 定	[65.4]	100.0	93.8	(100.0)	(63.4)	(53.4)	(0.7)	6.2
退 職 給 付 算 定 方 法 の 見 直 し	[23.4]	100.0	78.4	(100.0)	(66.3)	(38.3)	(5.4)	21.6
退 職 一 時 金 の 年 金 化 ¹⁾	[14.5]	100.0	54.1	(100.0)	(77.0)	(24.5)	(4.3)	45.9
確定拠出年金制度や他の退職年金 制 度 等 の 導 入 、 移 行 ²⁾	[19.6]	100.0	61.3	(100.0)	(83.1)	(14.0)	(8.0)	38.7
退職給付を縮小、廃止し賃金に振り分 ける退職給付前払い制度の導入	[10.1]	100.0	36.4	(100.0)	(80.7)	(26.2)	(4.0)	63.6
そ の 他 の 退 職 給 付 制 度 の 改 定	[14.6]	100.0	58.2	(100.0)	(75.6)	(36.9)	(5.0)	41.8
＜正社員以外の労働者について＞ ³⁾								
賃 金 制 度 の 改 定	[34.4]	100.0	50.9	(100.0)	(48.3)	(56.2)	(6.9)	49.1
退 職 給 付 制 度 の 導 入	[15.6]	100.0	16.2	(100.0)	(54.3)	(37.0)	(11.8)	83.8

注：〔 〕内は、組合員が所属する企業において、過去1年間に改定が実施された労働組合の割合である。
()内は、改定に当たって関与した労働組合に対する割合である。
1) 退職一時金の全部又は一部を年金給付（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等）に移行したものをいう。
2) 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済等の導入、移行をいう。
3) 派遣労働者を除く。